

お悩みの方はいらっしやいませんか？

1年以上、空き店舗の活用で

人気はある
商店街エリアなのに、
なぜ希望が
ないんだろう。

建物が古くて、
人に貸し出せ
ないな～

設備も古くて
時代にマッチ
していないな～

物が多すぎて、
まずは片付けから
入らないと
ためだな～

希望は来るけど、
店舗の施設が
対応していないな～

ね
寝かすより
活かそう。

空き店舗リノベーション事業

RENOVATION

上記のような課題をお持ちの方は、
「空き店舗リノベーション事業」を
ご活用ください。

詳しくは、下記のキーワードでご検索ください。

空き店舗リノベーション 飯塚商工会議所



空き店舗リノベーション事業とは？

空き店舗の所有者が、店舗の設備の老朽化、規模等のミスマッチなどの理由から借り手のつかない状態にある店舗を改装、もしくは複数店舗に分割するために要する経費の一部を補助します。

募集期間

令和7年

5/12(月)～7/31(木)

【17時必着】

※土日、祝祭日等を除きます。※先着順に審査を行います。※申込が予算に達した場合、上記募集期間内であっても募集を締め切りますのでご了承ください。

詳しい内容は、チラシ裏面をご覧ください。

お申し込み
お問合せ先

飯塚市空き店舗リノベーション事業

飯塚商工会議所 TEL.0948-22-1007

〒820-8507 福岡県飯塚市吉原町6-12 FAX 0948-22-0007 E-mail info@iizuka-cci.org

ビジネスの
可能性を広げる
飯塚商工会議所の
ホームページは
コチラ→



飯塚商工会議所 空き店舗リノベーション 事業費補助金

RENOVATION

申請からの流れ



募集概要

1 募集期間

令和7年5月12日(月)
～令和7年7月31日(木) [17時必着]

※土日、祝祭日等を除きます。 ※先着順に審査を行います。
※申込が予算に達した場合、上記募集期間内であっても募集を締め切りますのでご了承ください。

2 補助対象となる空き店舗

次の(1)～(6)すべての要件を満たす空き店舗が補助対象となります。

- (1) 飯塚市商店街連合会に属する商店街エリア
飯塚市商店街連合会5商店街(本町・東町・吉原町・昭和通り・新飯塚)に
加入できる建物の1階エリア
- (2) 補助金の申込時点において、賃貸物件として募集開始から1年以上が
経過している空き店舗であること
- (3) 商業施設等のテナント型店舗でないこと
- (4) 未登記の建物でないこと
- (5) 住宅併設型物件は不可(ただし、階層で居住区及び、店舗部分が明確に
分かれている場合は可)
- (6) 補助対象者所有の建物であること(補助対象者が建物の所有者より委任を
受けている場合においては、補助対象者の所有のものとして取り扱うものとする。)
- (7) 建物の共有名義者がいる場合は、全員の同意が得られていること

3 補助対象者

飯塚市商店街連合会に属するエリアにて、空き店舗を所有する方、
若しくは所有者と賃貸借契約を結ぶ中小企業、又は空き店舗の管
理会社で所有者から委任を受けた者。

- 次に該当する場合は、補助対象となりません。
- 誓約書及び同意書を提出できない方

4 補助対象経費

令和7年11月28日(金)までに改装工事及び支払が完了する
次の経費が補助対象となります。

- (1) 既存店舗を複数店舗に分割するための改装費
(壁、天井、床、ドア、窓部分の工事、給排水工事、電気工事、ガス工事に限る。)
- (2) 既存店舗を誘致目的業種に対応するための改装費
- (3) 上記(1)、(2)に伴う火災報知器や誘導灯など建築基準法、消防法に基づく設備
- (4) 上記(1)、(2)に伴う既存設置物の処分費(上限30万円)
ただし、処分費のみをもって本補助金の申請は行えないものとし、
処分費以外の対象経費の合計が、処分費を上回ること。
- (5) 上記(1)、(2)に伴う設計費

■上記の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、
補助対象外となります。

- (1) 設備(建築基準法、消防法に基づく設備を除く)、
備品、消耗品の購入・設置に係る費用
- (2) 交付決定前に契約または着工している改装費
- (3) 建築基準法、消防法その他法令に違反する改装費
- (4) 消費税及び地方消費税
- (5) 国、県その他の団体の補助又は飯塚市の他の補助制度において
補助を受けている場合の同一補助対象経費

5 補助率・補助限度額

補助対象経費の2/3を補助
(補助限度額200万円)

※補助限度額を超える部分は、申込者の負担となります。

6 交付の条件

- 遅くとも交付確定の日から30日以内に入居者の募集を開始すること。
- 交付確定の日から1年未満で入居者の募集を中止しないこと
(入居者が決定した場合はこの限りではない。)
- 事前の連絡なく、申請内容等の変更を行わないこと。
※交付の条件に違反した際は、補助金を返還していただくことがあります。

お申し込み
お問合せ先

飯塚市空き店舗リノベーション事業

飯塚商工会議所 TEL.0948-22-1007

〒820-8507 福岡県飯塚市吉原町6-12 FAX 0948-22-0007 E-mail info@iizuka-cci.org

